○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐に係る伐採種は、次のとおりとする。

字南浜辺一の一、二の一から二の三まで、字小鮒ケ谷二六四から二六七まで、字南椎ノ木谷一一五、一一八から一二一まで

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊橋市細谷町字土沢二の三、二の二八、二の二九、二の三四から二の三六まで、二の四三、二の四四、二の四九、二の五一、二の五二、二の七〇、二の八〇、西七根町字南浜辺一の一・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二、二の三、伊古部町字小鮒ケ谷二六四（次の図に示す部分に限る。）、二六五から二六七まで、字南椎ノ木谷一二一（次の図に示す部分に限る。）、一一五、一一八から一二〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南浜辺一の一、二の一から二の三まで、字小鮒ケ谷二六四から二六七まで、字南椎ノ木谷一一五、一一八から一二一まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県山県市葛原字鯱尾五六八一の一、五六八一の三から五六八一の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾黒津字ケロ平六七二、六七三、六七四の一四、六七四の一六から六七四の一八まで、六七四の二〇、六七五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町倉床字三五郎三六〇の六から三六〇の八まで、三六〇の二〇、三六〇の三〇から三六〇の三二まで、三六〇の四三から三六〇の四六まで、三六〇の五五から三六〇の五八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市山都町小舟寺字川東林甲二〇一五の一、甲二〇二五、甲二〇二六、山都町木幡字八幡平甲六一七の二、甲六一八の二、甲六一八の三、甲六一九の二、甲六二〇の一から甲六二〇の五まで、字孟子沢甲六の二、甲六の一、甲六の一二、山都町相川字洲合舘乙一七九一の一、乙一七九二から乙一八〇六まで、字天狗田乙一八一四、字西白子沢甲五、字蛇喰乙一六三〇の一五、乙一六三〇の一七、乙一六三〇の一八、乙一六三〇の二二、乙一六三〇の三三、乙一六三〇の三四、乙一六三〇の四〇、乙一六五〇、乙一六五一の一、乙一六五一の二、乙一六五一の四、乙一六五一の五、乙一六五二、乙一六五五、字大鹿野甲一三〇五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備